




整理番号	22
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
---------------------------------	--

支出年月日	22年 4月 17日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使 途	前原かつえ議員 県政事務所4月分家賃		

領収書等貼付欄	日本共産党埼玉県議会議員団
No.	
 領収証	前原かつえ 様
金額	20,000 円 但 4月分県政事務所家賃代 2022年 4月 17日 上記正に領収いたしました
 	

店舗賃貸借契約書

(事務所)

所在地	川口市西2-26-20		
名称・室番号	村岡店舗 2階 201号室		
面積	35.00㎡		
構造	木造 2191L 2階建 棟		
賃料	(うち消費税 円也)	管理費 金	(うち消費税 円)
	ヶ月 40000 円也	共益費 金	円
保証金	(うち消費税 円也)	金	(うち消費税 円也)
	金 40000 円也		円也

貸主 村岡正嗣 (以下甲と称す)

借主 木造正嗣 (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれに賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2年3月1日より 5年2月末 日迄向う 3ヶ年間とする。但し期間満了の場合甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料を毎月 末 日迄に甲方に持参し支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃借物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復すか或は無償にて残置するものとする。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 事務所 業以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 甲乙の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。

- 1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
- 2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転賃をした場合、乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転賃の場合を含む。
- 3) 乙が賃料の支払を 1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

- 第9条 賠償をしなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払を怠った時は、貸主は 敷 金をもつてこの弁済に充当することができる。期間終了の都合により本契約を解除する時は 3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に同じ精算し乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠った場合は、乙は甲に解約の意思表示をした日以降 3ヶ月分の家賃を支払わなければならない。
- 第10条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。
- 第11条 本件に関し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い適裁的に解決すること。
- 第12条 (特約条項)
令和3年7月20日に所有者が変更し前所有者との契約を継承するものとする。
(賃料振込先)

上記契約の証として、本契約書を2通作成し各当事者署名捺印の上各書通を保有する。

3年7月30日

貸主 住 所 [Redacted] 氏 名 (甲) [Redacted]

借主 現住所 川口市小谷場47-15 氏 名 (乙) 村岡正嗣

連帯保証人 住 所 [Redacted] 氏 名 [Redacted]

取引業者 住 所 埼玉県川口市小谷場47-15 氏 名 株式会社トキワエステート 代表取締役 常盤隆則 電話 0482-62-1771

取引主任者 住 所 [Redacted] 氏 名 [Redacted]

登記簿 39-2


印 紙

整理番号	87
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	22年 5月 20日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使 途	前原かづえ議員 県政事務所5月分家賃		

領収書等貼付欄	日本共産党埼玉県議会議員団
No.	
	前原かづえ 様 等 20,000 円 但 5月分 県政事務所家賃代 2022年 5月20日 上記正に領収いたしました <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <div style="background-color: black; width: 20px; height: 20px; margin: 5px 0; float: right;"></div>

整理番号 146

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 6月 20日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使 途	前原かづえ議員 県政事務所6月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No.

領収証

前原 かづえ 様

金額

¥ 20,000 円

但 6月分県政事務所家賃代

2022年 6月20日 上記正に領収いたしました

整理番号 149 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	22年 6月24日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8)
使 途	村岡議員 県政事務所 6月分及び送金料 <i>家賃</i>		

領収書等貼付欄 日本共産党埼玉県議会議員団

取引先 04-06-24 13 104-05 400004 0936 お取扱金額 *****

振込先 電信扱 *****

お引き出し口座 *****

お支払金額 ¥40,000 手数料 ¥440 *****

家賃 様

使 途 : 村岡議員 県政事務所 6月分及び送金料
家賃

店舗賃貸借契約書

(事務所)

物件の表示	所在地	110市芝西2-26-20	階	2階	201号室
面積	構造	木造	管理費	管理費	201号室
賃料	税金	35.00㎡	共益費	金	円
保証金	消費税	円	金	円	円
敷金	円	円	金	円	円
敷金	円	円	金	円	円

貸主 村岡 正嗣 (以下甲と称す)
借主 木下 昭正 (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを知し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを知した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2年3月1日より 5年2月末 日迄向う 3ヶ月間とする。但し期間満了の場合には甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月 日迄に甲方に持参し支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃借物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様等の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復すか或は無償にて残置するものとする。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 常務取締役以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。
 - 1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
 - 2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号変更等による脱法的無断賃貸借権の譲渡、転貸の場合を含む。
 - 3) 乙が賃料の支払を / ヲ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

第9条 賠償をしなければならぬ。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払を怠った時は、貸主は 金をもつてこの弁済に充当することが出来る。乙の場合には本契約を解除する時は 3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に應じ精算して乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意志表示をした日以後 3ヶ月分の家賃を支払わなければならない。

第10条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずるこの債務一切を負担するものとする。

第11条 本件に関し紛争を生じた場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い適義的に解決すること。

第12条 (特約条項)
令和3年7月30日に所有者が(変)前所有者より
契約を継承するものとする。
(賃料振込先)

上記契約の証として、本契約書を2通作成し各当事者署名捺印の上各々通を保有する。
3年7月30日

貸主 氏名(甲) 住居 現住所 110市小冷場47-15

借主 氏名(乙) 住居 現住所 村岡 正嗣

連帯保証人 氏名 住居 現住所

取引業者 氏名 住居 現住所

取引主任者 氏名 住居 現住所

第 号

常務取締役 藤 隆 剛
株式会社 トキワエスケー
〒0482-62-1 7771
電話 0482-62-1 7771

整理番号	181
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙


経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
------------------------------	--

支出年月日	22年 7月 19日	支出額	20,000 円
		(按分の積算方法:)	
使 途	前原かつえ議員 県政事務所7月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No.



領収証




金額

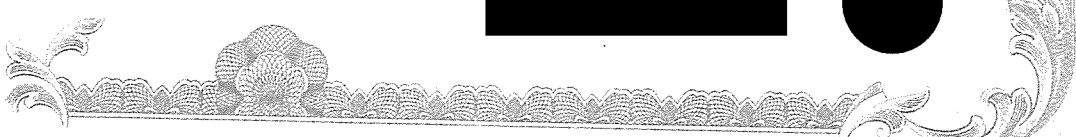
前原 かつえ 様

¥ 20,000 円

但 7月分県政事務所家賃代

2022年 7月 19日 上記正に領収いたしました



整理番号	200-
------	------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	22年 7月25日	支出額	32,352 円 (按分の積算方法: (40,000+440)×0.8)
使 途	村岡議員 県政事務所家賃 [REDACTED] 7月分及び送金料		

領収書等貼付欄	日本共産党埼玉県議会議員団
----------------	---------------

お取扱日	登録番号	取扱店	取扱番号	時刻	お取扱金額
04-07-25	13	104-05	300007	0915	*****
お取扱い	電信扱				お引き出し口座 [REDACTED]
お取扱い行	[REDACTED]				
お取扱い人	[REDACTED]				様
お取扱い金額	¥40,000	お取扱手数料	¥440	30%	*****

使途: 村岡議員 県政事務所家賃 [REDACTED] 7月分及び送金料

店舗貸借契約書

(事務所)

物件の表示	所在地	川口市西2-26-20
	名称・室番号	本園店舗 2階 201号室
	面積	35.00㎡
	構造	木造二層RC造階段棟
賃料	(うち消費税)	管理費
	円也	円也
	円也	円也
保証金	(うち消費税)	金
	円也	円也
	円也	円也

但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い賃料設定等に供することを禁ず。口本証をもって領収証とする。別紙領収証を発行する

貸主 (以下甲と称す)

借主 本園 止園 (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃借の期間は 2年3月1日より 5年2月末 日迄向う 3ヶ月間とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月 末 日迄に甲方に持参し支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃借物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもちつて原形に復すか或は無償にて譲渡するものとする。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 事務所 業以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。
 - 1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
 - 2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転賃をした場合。乙が他の債務の一部又は全部につき、破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転賃の場合を含む。
 - 3) 乙が賃料の支払を 1ヶ月以上怠つた場合。本件建物焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

登録番号 200-2

別紙

- 第9条 賠償しなればならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払を怠つた時は、貸主は敷金をもつてこの弁済に充当することが出来る。乙の都合により本契約を解除する時は 3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に際し精算し乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意思表示をした日以降 3ヶ月分の家賃を支払わなければならない。
- 第10条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。
- 第11条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い適義的に解決すること。
- 第12条 (特約条項)

令和3年7月30日に所有者が変り前所有者との契約を継承するものとする。
(賃料振込先)

上記契約の証として、本契約書を2通作成し各当事者署名捺印の上各書通を保有する。

3年7月30日

貸主 住所 [Redacted] 氏名(甲) [Redacted]

借主 現住所 川口市小倉場47-15 氏名(乙) 本園 正嗣

連帯保証人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

取引業者 事務所 川口市小倉場47-15 1号
株式会社 トキワエステート
代表取締役 常盤 隆則
電話 0482-62-1771

取引主任者 [Redacted]

整理番号	251-1
------	-------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
---------------------------------	--

支出年月日	22年 8月25日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8)
-------	-----------	-----	--

使 途	村岡議員 県政事務所 8月分及び送金料 <i>家賃</i>
-----	----------------------------------

領収書等貼付欄 日本共産党埼玉県議会議員団

お取扱い日	登録番号	取扱店	取扱番号	時刻	お取扱金額
04-08-25	13	104-03	300013	0912	***** *****
振込口座	電信振		お引き出し口座		
お振込先	[REDACTED]		[REDACTED]		
お振込額	¥40,000		手数料	¥440	*****

使 途 : 村岡議員 県政事務所 8月分及び送金料
家賃

店舗貸借契約書

(事務所)

物件の表示	所在地	川口市西2-26-20	棟	
	名称・室番号	村岡店舗 2階	201号室	
	面積	35.00㎡		
	構造	木造	7191L喜2階建	
賃料	うち消費税	円也	管理費	円
	ヶ月 40,000	円也	共益費	円
保証金	うち消費税	円也	金	円也
	金 40,000	円也		円也

但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い賃権設定等に抵触することを禁ずる。口本証をもって預り証とする。口別紙預り証を発行する

貸主 [Redacted] (以下甲と称す)

借主 木下 徹 止 剛 (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2年3月1日より 5年 2月末日 まで 日返向う 3ヶ月間とする。但し期間満了の場合には甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月 日返に甲方に持参し支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃借物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物師の變動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復すか或は無償にて残置するものとする。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 事務所 業以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。
 - 1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
 - 2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転賃をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による法的無断賃借権の譲渡、転賃の場合を含む。
 - 3) 乙が賃料の支払を 1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

第9条 誤りしなればならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払を怠った時は、貸主は敷金をもつてこの并済に充当することができる。この都合により本契約を解除する時は 3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すること。但し此の際借賃は期間に亘し精算し乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠った場合は、乙は甲に解約の意思表示をした日以後 3ヶ月分の家賃を支払わなければならない。

第10条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずるこの債務一切を負担するものとする。

第11条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い適裁的に解決すること。

第12条 (特約条項)
 令和3年7月30日に所有者が(変り)前所有者との
 契約を継承するものとす。
 (賃料振込先)

宛

上記契約の証として、本契約書を2通作成し各当事者署名捺印の上各々通を保有する。

3年7月30日

貸主 住所 [Redacted] 氏名(甲) [Redacted]
 借主 住所 川口市小倉場47-15 氏名(乙) 村岡正剛
 連帯保証人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

新川口事務所
 有限会社トキワエステート
 代表取締役 常盤隆則
 〒114-8621 東京都葛飾区新小倉4-1-1
 電話 0482-62-1771

整理番号 251-2

別紙

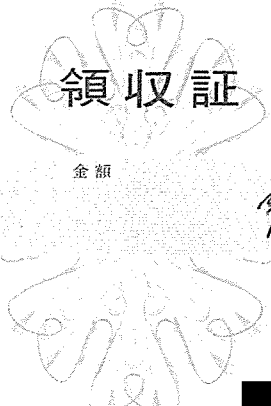
整理番号 252

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
---------------------------------	--

支出年月日	22年 8月 25日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使 途	前原かづえ議員 県政事務所8月分家賃		

領収書等貼付欄 日本共産党埼玉県議会議員団



領収証

金額

前原かづえ


様

No.

¥ 20,000 円

但 8月分 県政事務所家賃代

2022年 8月25日 上記正に領収いたしました



整理番号 307

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 9月 20日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使 途	前原かつえ議員 県政事務所9月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団


No.

領収証 前原かつえ 様

金額 20,000 円

但 9月分県政事務所家賃代

22年 9月 20日 上記正に領収いたしました



整理番号 314-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---	---

支出年月日	22年 9月22日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8)
-------	-----------	-----	--

使 途	村岡議員 県政事務所 9月分及び送金料
-----	---------------------

領収書等貼付欄 日本共産党埼玉県議会議員団

振取日	登録番号	取扱店	取扱番号	時刻	振取金額	*****
04-09-22	13	104-05	400003	0917		*****
振込先	電信振		お引き出し口座			
振込先名	[REDACTED]		[REDACTED]			
振込先住所	[REDACTED]		[REDACTED] 様			
振込金額	¥40,000		手数料	¥440		*****

使 途 : 村岡議員 県政事務所 9月分及び送金料

店舗賃貸借契約書

(事務所)

所在地	川口市西2-26-20		
名称・番号	村岡店舗 2階 201号室		
面積	35.00㎡		
構造	木造EIRYL貫2階建 棟		
賃料	うち消費税 (円也)	管理費 (円也)	うち消費税 (円)
保証金	香ヶ月 40000 (円也)	共益費 (円也)	金 (円)
敷金	うち消費税 (円也)	金 (円也)	金 (円也)

但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務を払い賃料設定等に供することを禁ずる。口本証をもって取り証とする。口別帳簿の証を発行する

貸主 [Redacted] (以下甲と称す)

借主 [Redacted] (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを買借し賃料を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2年3月1日より 5年2月末 日迄向う 3ヶ月間とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月 日迄に甲方に持参し支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物師の移動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復すか或は無償にて残置するものとする。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 事務所 業以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。
 - 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
 - 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
 - 乙が賃料の支払を 1ヶ月以上怠つた場合。本件建物に焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

第9条 取上しなければならぬ。借主が賠償金額を支払わず又賃借の支払を怠った時は、貸主は 敷金をもってこの弁済に充当することができる。期間終了乙の都合により本契約を解除する時は 3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すること。但し此の際借賃は期間に同じ精算して乙は返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意思表示をした日以降 3ヶ月分の家賃を支払わなければならない。

第10条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第11条 本件に関し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第12条 (特約条項)
 令和3年7月30日に所有権が変更前所有者より
 借主と継承するものとする。
 (賃料取込先)

元

上記契約の証として、本契約書を2通作成し各当事者署名捺印の上各普通を保有する。

3年7月30日

貸主 住所 [Redacted] 氏名(甲) [Redacted]
 借主 住所 川口市小倉場47-15 氏名(乙) 村岡正爾
 連帯保証人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

取引業者 住所 埼玉県川口市西2-26-20 常盤隆則
 氏名 代表取締役 常盤隆則
 電話 0482-62-1771
 取引主任者 [Redacted]

隣地 34-2

別紙

整理番号 367-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 10月25日	支出額	32,352 円 (按分の積算方法: (40,000+440)×0.8)
使 途	村岡議員 県政事務所 10月分及び送金料 家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

お取引日	登録番号	取 扱 店	取扱番号	請求 金額	お引当金額
04-10-25	13	104-02	400002 0907	¥40,000	¥440
お取引内容	電信振		お引き出し口座	[REDACTED]	
お取引金額	¥40,000		お引当金額	¥440	

使途: 村岡議員 県政事務所 家賃
10月分 及び 送金料

店舗貸借契約書

(事務所)

物件の表示	所在地	川口市西2-26-20
名称・室番号	棟	2階 201号室
面積	構造	木造 35.00㎡
賃料	(うち消費税)	管理費
保証金	金	共益費
敷金	金	金

但し無利息の約定。敷金は保証金を賃料に充当すること、もしくはこの債務を払い賃料設定等に供することを禁ずる。口本証をもって譲り証とする。口別紙譲り証を発行する

貸主 村岡正嗣 (以下甲と称す)

借主 本島岡正嗣 (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2年3月1日より5年2月末 日迄向う3ヶ月間とする。但し期間満了の場合には甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月 末 日迄に甲方に持参し支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃借物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復すか或は無償にて残置するものとする。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 事務所 業以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡しを求めることが出来る。
 1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
 2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転賃をした場合、乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転賃の場合を含む。
 3) 乙が賃料の支払を1ヶ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

第9条 借主が賠償金額を支払わず又は借賃の支払を怠った時は、貸主は敷金をもつてこの弁済に充当することができる。この都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に同じと計算し乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意志表示をした日以降3ヶ月分の家賃を支払わなければならない。

第10条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第11条 本件に関する紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い適時的に解決すること。

第12条 (特約条項)
 令和3年7月30日に所有者が変更前所有者との契約を継承するものとす。
 (賃料振込先)

住所 氏名(甲) 氏名(乙) 現住所 氏名(甲) 氏名(乙) 現住所 氏名

上記契約の証として、本契約書を2通作成し各当事者署名捺印の上各巻通を保有する。

3年7月30日

貸主 住 所 氏 名 (甲) 氏 名 (乙) 現 住 所 氏 名 (甲) 氏 名 (乙) 現 住 所 氏 名

借主 住 所 氏 名 (甲) 氏 名 (乙) 現 住 所 氏 名 (甲) 氏 名 (乙) 現 住 所 氏 名

連帯保証人 住 所 氏 名 (甲) 氏 名 (乙) 現 住 所 氏 名 (甲) 氏 名 (乙) 現 住 所 氏 名

取引業者 住 所 氏 名 常 隆 則 電話 0482-62-1771

取引主任者 住 所 氏 名

整理番号 390

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年10月25日	支出額	20,000円 (按分の積算方法:)
-------	-----------	-----	------------------------

使途	前原かつえ議員 県政事務所10月分家賃
----	------------------------

領収書等貼付欄 日本共産党埼玉県議会議員団

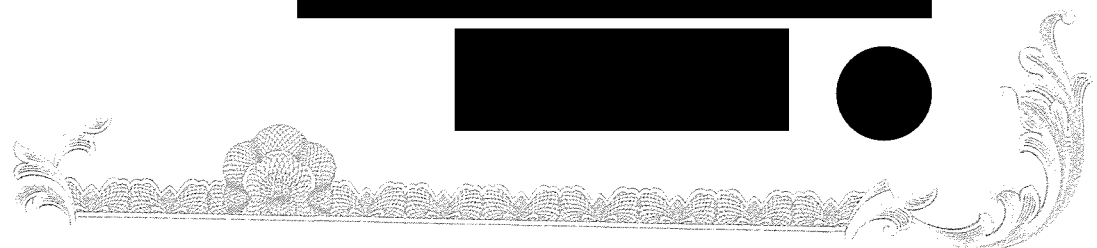
No.

領収証 前原かつえ 様

金額 20,000円

但 10月分県政事務所家賃代

2022年10月25日 上記正に領収いたしました



整理番号	399
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	22年 11月 15日	支出額	20,000 円
		(按分の積算方法:)	
使 途	前原かつえ議員 県政事務所11月分家賃		

領収書等貼付欄	日本共産党埼玉県議会議員団
----------------	---------------

No.

領収証 前原かつえ 様

金額 円 20,000円

但 11月分県政事務所家賃代

2022年 11月 15日 上記正に領収いたしました

整理番号 418-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 11月25日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8)
-------	------------	-----	--

使途	村岡議員 県政事務所 11月分及び送金料 家賃
----	----------------------------

領収書等貼付欄 日本共産党埼玉県議会議員団

04-11-25 13 104-05 300019 0919
 電信扱 お引き出し口座
 ￥40,000 ￥440

使途 : 村岡議員 県政事務所 11月分及び送金料
家賃

店舗賃貸借契約書

(事務所)

物件の表示	所在地	110市芝西2-26-20	名称・番号	村岡店舗 2階 201号室
構造	用途	木造	面積	35.00㎡
賃料	(うち消費税 円也)	管理費 (うち消費税 円也)	共益費	金 円也
保証金	(うち消費税 円也)	金	(うち消費税 円也)	円也
敷金	(うち消費税 円也)	金	(うち消費税 円也)	円也

貸主 借主 以上記つき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2年3月31日より 5年2月末日 日迄向う 3ヶ年間とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月 末日に甲方に持参し支払うこと。
- 第4条 カメ、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃借物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復すか或は無償にて残置するものとする。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 常務取締役以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を要求することが出来る。
 - 1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
 - 2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃貸権の譲渡、転貸の場合を含む。
 - 3) 乙が賃料の支払を 1ヶ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償をしなければならぬ。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払を怠つた時は、貸主は 金をもってこの弁済に充当することが出来る。乙の都合により本契約を解除する時は 3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すること。但し此の際借賃は期間に依り精算して返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意思表示をした日以降 3ヶ月分の家賃を支払わなければならない。

- 第9条 賠償をしなければならぬ。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払を怠つた時は、貸主は 金をもってこの弁済に充当することが出来る。乙の都合により本契約を解除する時は 3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すること。但し此の際借賃は期間に依り精算して返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意思表示をした日以降 3ヶ月分の家賃を支払わなければならない。
- 第10条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。
- 第11条 本件に関し紛争を生じた場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。
- 第12条 (特約条項) 令和3年7月30日に所有者が変更し、前所有者との契約を継承するものとする。
(賃料振込先)

上記契約の証として、本契約書を2通作成し各当事者署名捺印の上各々通を保有する。
3年7月30日

貸主 住 所 氏 名(甲) 氏 名(乙)

借主 住 所 氏 名(甲) 氏 名(乙)

連帯保証人 住 所 氏 名

取引業者 住 所 氏 名

取引主任者 住 所 氏 名

〒110-0001 東京都港区芝西2-26-20 1F
村岡正嗣 代表取締役 常 監 則
電話 0482-62-1771

整理番号 453

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 12月 16日	支出額	20,000 円
		(按分の積算方法:)	

使 途	前原かづえ議員 県政事務所12月分家賃
-----	------------------------

領収書等貼付欄 日本共産党埼玉県議会議員団


No.

領収証 前原, かづえ 様

金額 円 20,000 円

但 12月分県政事務所家賃代

2022年12月16日 上記正に領収いたしました



整理番号 458-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	22年 12月23日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8)
-------	------------	-----	--

使 途	村岡議員 県政事務所 12月分及び送金料 <i>家賃</i>
-----	-----------------------------------

領収書等貼付欄	日本共産党埼玉県議会議員団																																										
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">お取扱日</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">登録番号</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">取扱店</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">取扱番号</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">種類</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">お取扱金額</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">*****</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">04-12-23</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">13</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">104-05</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">300018</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">0917</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">*****</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">お取引先</td> <td colspan="2" style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">電信振</td> <td colspan="2" style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">お引き出し口座</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">[REDACTED]</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">お振込先</td> <td colspan="5" style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">[REDACTED]</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">お振込額</td> <td colspan="5" style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">[REDACTED]</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">お振込手数料</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">¥40,000</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">お振込手数料</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">¥440</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"></td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">*****</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>	お取扱日	登録番号	取扱店	取扱番号	種類	お取扱金額	*****	04-12-23	13	104-05	300018	0917		*****	お取引先	電信振		お引き出し口座		[REDACTED]		お振込先	[REDACTED]						お振込額	[REDACTED]						お振込手数料	¥40,000	お振込手数料	¥440		*****		
お取扱日	登録番号	取扱店	取扱番号	種類	お取扱金額	*****																																					
04-12-23	13	104-05	300018	0917		*****																																					
お取引先	電信振		お引き出し口座		[REDACTED]																																						
お振込先	[REDACTED]																																										
お振込額	[REDACTED]																																										
お振込手数料	¥40,000	お振込手数料	¥440		*****																																						
<p>使 途 : 村岡議員 県政事務所 12月分及び送金料 <i>家賃</i></p>																																											

店舗貸借契約書

(事務所)

物件の表示	所在地	川口市西2-26~20	棟	
	名称・室番号	村岡店舗 2階 201号室		
	面積	25.00㎡		
	構造	木造	エレベーター	有
賃料	(うち消費税)	管理費	(うち消費税)	円
	毎月 40,000円	共益費	金	円
保証金	(うち消費税)	金	(うち消費税)	円
敷金	金 40,000円		金	円

但し無利原の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務を自己の責任で供することを禁ずる。口本証をもって預り証とする口別納預り証を発行する

貸主 (以下甲と称す)

借主 村岡正嗣 (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し賃借料を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は、2年3月1日より5年2月末日迄向う3ヶ年間とする。但し期間満了の場合には甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料を毎月末日迄に甲方に持参し支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃借料に於ける租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復すか或は無償にて残置するものとする。
- 第6条 乙は本件店舗に於て事務外業以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。
 - 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
 - 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転賃をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転賃の場合を含む。
 - 乙が賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

賠償しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又は借賃の支払を怠った時は、貸主は敷金をもつてこの弁済に充当することができる。この都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すること。但し此の際借賃は期間に應じ精算し乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠った場合は、乙は甲に解約の意思表示をした日以降3ヶ月分の家賃を支払わなければならない。

第9条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第10条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第12条 (特約条項) 令和3年7月30日に所有者が変更。前所有者との契約を継承するものとする。(賃料振込先)

宛

上記契約の証として、本契約書を一通作成し各当事者署名捺印の上各書通を保有する。

3年7月30日

整理番号 458-2

貸主 住所 [REDACTED] 氏名(甲) [REDACTED]
 借主 住所 川口市小倉場47-15 氏名(乙) 村岡正嗣
 連帯保証人 住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]

取引業者 常盤隆則
 住所 川口市西2-26-36 有限会社トキワエステート
 代表取締役 常盤隆則
 電話 0482-62-1771
 取引主任者 住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED] 第 [REDACTED] 号

整理番号 512-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	23年 1月25日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8)
-------	-----------	-----	--

使 途	村岡議員 県政事務所 1月分及び送金料
-----	---------------------

領収書等貼付欄	日本共産党埼玉県議会議員団																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-family: monospace;"> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">05-01-25</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">13</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">104-03</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">300014</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">0916</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">*****</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">電信扱</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">お引き出し口座</td> <td style="background-color: black; width: 100px; height: 15px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">¥40,000</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">*****</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">¥440</td> <td style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black;">*****</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		05-01-25	13	104-03	300014	0916	*****	電信扱		お引き出し口座				¥40,000	*****	¥440	*****		
05-01-25	13	104-03	300014	0916	*****														
電信扱		お引き出し口座																	
¥40,000	*****	¥440	*****																
<p>使 途 : 村岡議員 県政事務所 1 月分及び送金料</p>																			

店舗賃貸借契約書

(事務所)

所在地	川口市西2-26-20		
名称・室番号	村岡店舗 2階 201号室		
面積	25.00㎡		
構造	木造モルタル葺2階建 棟		
賃料	(うち消費税)	管理費	(うち消費税)
	金 4,000円也	共益費	金 円也
保証金	(うち消費税)	金	(うち消費税)
	金 40,000円也		金 円也

但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い賃権設定等に供することを禁ずる。口本証をもって領収証とする。口別帳簿の証を発行する

貸主 [Redacted] (以下甲と称す)

借主 本村岡正嗣 (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2年3月1日より 5年2月末 日迄向う 3ヶ年間とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月 末 日迄に甲方に持参し支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃借物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもちつて原形に復すが或は無償にて残置するものとする。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 事務所 業以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。
 - 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
 - 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
 - 乙が賃料の支払を 1ヶ月上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

第9条 賠償しななければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払を怠つた時は、貸主は敷金をもつてこの弁済に充当することができる。乙の都合により本契約を解除する時は 3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すること。但し此の際借賃は期間に際し精算し乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意思表示をした日以降 3ヶ月分の家賃を支払わなければならない。

第10条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第11条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い適義的に解決すること。

第12条 (特約条項)
令和3年7月30日に所有者が変り、前所有者との契約を継承するものとする。
(賃料振込先)

[Redacted] 宛

上記契約の証として、本契約書を2通作成し各当事者署名捺印の上各書通を保有する。

3年7月30日

貸主 住所 [Redacted] 氏名(甲) [Redacted]
借主 住所 川口市小倉場47-15 氏名(乙) 村岡正嗣
連帯保証人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

取引業者 住所 埼玉県川口市西2-26-20 201号 氏名 常盤陸 氏名 常盤陸 電話 0482-62-1771
取引主任者 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

整理番号 513

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	23年 1月 25日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使 途	前原かづえ議員 県政事務所1月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No.

領収証 前原かづえ 様

金額

¥20,000円

但 2023年家賃 1月分

2023年 1月 25日 上記正に領収いたしました



整理番号	56
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	23年 2月 18日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使 途	前原かつえ議員 県政事務所2月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No.

領収証 前原 かつえ 様

金額

¥ 20,000 円

但 2月分家賃

2023年 2月 18日 上記正に領収いたしました



使途: 前原 かつえ議員 県政事務所 2月分家賃

整理番号 569-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	23年 2月24日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8)
-------	-----------	-----	--

使途	村岡議員 県政事務所 2月分及び送金料 <i>家賃</i>
----	----------------------------------

領収書等貼付欄 日本共産党埼玉県議会議員団

05-02-24	13	104-03	300021	0913	*****
電信扱		お引き出し口座			
XXXXXXXXXX					
¥40,000		送金料		¥440 *****	

使途 : 村岡議員 県政事務所 2月分及び送金料

家賃

口 誦 買 賃 借 契 約 書

(事務所)

物件の表示	所在地 川口市芝西2-26-20 村岡店舗 2階 201号室 35.00㎡
構造	木造 鉄骨2階建 棟
賃料	(うち消費税 円也) ヶ月月 40000 円也 管理費 円 共益費 円 (うち消費税 円也)
保証金	(うち消費税 円也) 金 40000 円也 (うち消費税 円也) 金

但し無利借の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い債権設定等に供することを禁ずる。口本証をもって期約証とする(口別紙の証を捺行する)

貸主 村岡正嗣 (以下甲と称す)

借主 本人 (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記事項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し賃料を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2年3月3日 午前0時より 5年2月末日 日迄向う 3ヶ月間とする。但し期間満了の場合には甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月 末日に甲方に持ち参り支払うこと。ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃借物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物師の獎勵等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復すか或は無償にて設置するものとする。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 事務所 業以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。
 - 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
 - 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転賃をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転賃の場合を含む。
 - 乙が賃料の支払を / ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第8条 借主は故障及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

賠償をしなければならぬ。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払を怠った時は、貸主は 敷金をもってこの弁済に充当することが出来る。乙の都合により本契約を解除する時は 3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すること。但し此の際借賃は期間に依り精算して乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠った場合は、乙は甲に解約の意思表示をした日以後 3ヶ月分の家賃を支払わなければならない。

第10条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずるこの債務一切を負担するものとする。

第11条 本件に關し紛争を生じた場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い適議的に解決すること。

第12条 (特約事項)
令和3年7月30日に所有権が変り、前所有者より
契約を継承するものとする。
(賃料振込先)

上記契約の証として、本契約書を一通作成し各当事者署名捺印の上各普通を保有する。
3年7月30日

貸主	氏名(甲)	村岡正嗣
住居	住所	川口市小倉場47-15
借主	氏名(乙)	村岡正嗣
住居	住所	川口市小倉場47-15
連帯保証人	氏名	
住居	住所	
取引業者	氏名	常 隆 利
取引主任者	氏名	

常隆利
株式会社 トキワエステート
代表取締役 常 隆 利
電話 0482-62-1771

整理番号	597
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	23年 3月 16日	支出額	20,000 円
		(按分の積算方法:)	
使 途	前原かつえ議員 県政事務所3月分家賃		

領収書等貼付欄	日本共産党埼玉県議会議員団
No.	
領収証	前原かつえ 様
金額	¥20,000 円
	但 3月分家賃代
	2023年 3月16日 上記正に領収いたしました
